平成２６年（再イ）第７号

香川県小豆郡土庄町豊島唐櫃2626番地２

再生債務者　水口　勝明

1　決議に付する再生計画案　平成26年12月12日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年１月13日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年１月13日まで

平成26年12月15日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１２号

堺市北区北花田町１丁59番地３

再生債務者　奥田　一彦

1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年１月９日まで

4　一般異議申述期間　平成27年１月16日から平成27年１月30日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１号

鹿児島県鹿児島市武岡４丁目１番14号

再生債務者　東　　重久

1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年１月９日まで

4　一般異議申述期間　平成27年１月23日から平成27年１月30日まで

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２６年（再ロ）第１０号

京都市西京区川島粟田町８番地14

再生債務者　小山　良治

1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年１月13日まで

4　一般異議申述期間　平成27年１月16日から平成27年１月23日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第８号

広島市安芸区中野東１丁目１番９―801号

再生債務者　満尾謙一郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年１月13日まで

平成26年12月15日

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第４号

高知県土佐市中島213番地１　グリーンマンション101

再生債務者　町田　和弥

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年１月13日まで

平成26年12月15日

高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

広島市安佐南区川内５丁目39番15号、申立時の住所広島市安佐南区川内２丁目16番21号

再生債務者　髙杉　　太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月12日

広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第１１号

福岡市早良区原６丁目21番15―202号

再生債務者　松本　良寿

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月11日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第１号

佐賀県武雄市武雄町大字武雄5590番地28

再生債務者　松本　輝之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月12日　佐賀地方裁判所武雄支部

企業年金基金変更公告

オンワード樫山企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のとおり公告します。

1．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋三丁目10番５号

2．旧事務所の所在地　東京都中央区京橋一丁目７番１号

3．変更年月日　平成26年11月25日

平成26年12月26日

オンワード樫山企業年金基金

清算人　福原　　浩

会社その他の公告

合併公告

平成二十六年十二月五日開催の戊、同年十二月十日開催の甲及び己、同年十二月十一日開催の乙及び丙、同年十二月十二日開催の癸、同年十二月十七日開催の壬、同年十二月十八日開催の丁、同年十二月十九日開催の庚のそれぞれの臨時総会において、左記組合は平成二十七年四月一日に合併し、甲は乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の権利義務一切を継承して存続し、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸は解散することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月二十六日

岩手県盛岡市神明町六番一七号

（甲）盛岡たばこ販売協同組合

代表理事　高橋金兵衛

岩手県一関市千厩町千厩字町一四二番地

（乙）千厩たばこ販売協同組合

代表理事　千田　恭平

岩手県大船渡市盛町字木町三番地一一

（丙）大船渡たばこ販売協同組合

代表理事　鈴木　義博

岩手県奥州市水沢区太日通り一丁目一〇番八号

（丁）水沢たばこ販売協同組合

代表理事　若生　史明

岩手県一関市八幡町三番二五号

（戊）一関たばこ販売協同組合

代表理事　内藤　喜正

岩手県釜石市港町二丁目五番一一号

（己）釜石たばこ販売協同組合

代表理事　藤原　茂實

岩手県宮古市南町一五番二四号

（庚）宮古たばこ販売協同組合

代表理事　川部　正三

岩手県花巻市材木町六番一九号

（辛）花巻たばこ販売協同組合

代表理事　伊藤　賢治

岩手県久慈市長内町第二六地割一四番地の一

（壬）久慈たばこ販売協同組合

代表理事　播磨　忠一

岩手県二戸市堀野字三十刈四番地一

（癸）二戸たばこ販売協同組合

代表理事　村川　恒義

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、甲は平成二十七年二月二十四日に、乙は平成二十七年二月三日に、それぞれ予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　茨城新聞

掲載の日付　平成二十六年六月二十日

掲載頁　二十三頁

（乙）掲載紙　茨城新聞

掲載の日付　平成二十六年五月三十日

掲載頁　二十五頁

平成二十六年十二月二十六日

茨城県日立市久慈町一丁目三番一〇号

（甲）日立造船株式会社

取締役社長　加藤　　茂

茨城県日立市みなと町一四番一号

（乙）日立ポートサービス株式会社

代表取締役　加藤　　茂